

越生町障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で、越生町障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援給付金（以下「支援給付金」という。）を交付することにより、事業者の運営の継続と利用者への安定的なサービス提供に資することを目的とする。

2 支援給付金の交付に関しては、越生町補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 支援給付金の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

(1) 令和7年6月1日（以下「基準日」という。）時点において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定される別表に掲げる障害福祉サービスを行う施設又は事業所を越生町内に有していること。

(2) 第4条第1項の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）時点で事業を廃止していないこと。

(3) 基準日時点と申請日時点の両日において、事業を休止していないこと。

(4) 町税の滞納がないこと。

(支援給付金の交付額)

第3条 対象事業者に交付する支援給付金の額は、別表の「種別」欄、「対象事業所」欄及び「交付基準」欄に定める区分ごとに、同表の「単価（円）」欄に定める額とする。

2 支援給付金の交付は、1事業者につき1回に限るものとする。

(交付申請等)

第4条 支援給付金の交付を受けようとする事業者の代表者は、越生町障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援給付金申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請書兼請求書は、令和7年9月30日までに町長に提出しなければならない。

(支援給付金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定に基づき申請書兼請求書を受理した場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、速やかに支援給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援給付金の交付を決定したときは、越生町障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援給付金交付決定通知書（様式第2号）により、前条第1項の規定による申請を行った者（次項及び第8条第1項において「申請者」という。）に通知する。

3 町長は、第1項の規定により支援給付金を交付しないことを決定したときは、越生町障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援給付金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（書類の保存）

第6条 支援給付金の交付を受けた事業者は、前条第2項の越生町障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援給付金交付決定通知書を、支援給付金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（支援給付金の返還等）

第7条 町長は、支援給付金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第2項の規定による支援給付金の交付決定を取り消し、既に交付した支援給付金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（1） 虚偽その他の不正な手段により支援給付金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は町長の指示に従わなかったとき。

2 町長は、前項の規定により取消しをしたときは、越生町障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援給付金交付決定取消（返還）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（報告及び調査）

第8条 町長は、支援給付金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者（以下「申請者等」という。）に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

2 申請者等は、前項の規定により町長から報告又は調査を求められたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日限り、その効力を失う。
- 3 第 5 条の規定による支援給付金の交付決定を受けた者に係る第 6 条に規定する書類の保存及び第 7 条に規定する支援給付金の返還等については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。